

岡山県ミニバスケットボール連盟 加盟規定

- 1 岡山県内のミニバスケットボールのチームは、日本ミニバスケットボール連盟加盟規定に基づいて岡山県ミニバスケットボール連盟（以下県連盟）に加盟しなければならない。同時に、県連盟規約に基づいて加盟しなければならない。
さらに、岡山県内のミニバスケットボールチームが円滑に県連盟に加盟できるように、加盟については以下の規定を設ける。
- 2 各チームは年度の当初（期日は別に定める）、各地区ミニバスケットボール連盟（以下地区連盟）を経て県連盟に加盟しなければならない。また、年度の途中において加盟する場合も、各地区連盟を経て加盟しなければならない。
- 3 加盟チームは別に定める加盟料を県連盟に納めなければならない。納入した加盟料はいかなる理由があっても返還されない。
- 4 県連盟に所定の手続きを経て加盟したチーム、ならびに、そのチームに登録した競技者は、県連盟の主催した大会、講習会などに参加する権利を得る。
- 5 チーム登録の競技者は1人1チームとし、二重登録は認めない。
- 6 チームに登録した4年生以上の競技者は、転校等やむを得ない場合を除いて、原則として別のチームに移籍することはできない。また、チームを転校等やむを得ず移籍する事情が生じた場合は、移籍先チームの代表者は各地区連盟を通して県連盟に事前に申請し、承認を得るものとする。
ただし、入部後3か月を超えた競技者の上記の理由に当てはまらない移籍に関しては、別途常任理事会で協議する。正当な移籍と認められない競技者は、移籍前チームを退部した日から1年間、県連盟主催の大会（フレッシュ大会を除く）に出場できないものとする。なお、前在籍チームの在籍期間が1年未満の場合は、在籍期間と同じ期間の出場停止とする。
- 7 チーム加盟の適否、競技者のチーム登録、競技者のチーム登録変更の適否については、この規定に基づいて県連盟常任理事会が審査し決定する。
- 8 この規定に違反した加盟チーム、登録競技者は、県連盟常任理事会で審査し処罰することがある。処罰は、加盟登録の取消し、一定期間の権利の停止、その他とする。
- 9 この規定は、常任理事会出席者の過半数の賛成により変更できる。

付則

- この規定は、平成13年2月24日より施行する。
- この規定は、平成17年2月19日より一部改正する。
- この規定は、平成23年4月10日より一部改正する。
- この規定は、平成24年4月14日より一部改正する。
- この規定は、平成25年5月18日より一部改正する。
- この規定は、平成26年9月27日より一部改正する。
- この規定は、平成27年9月26日より一部改正する。
- この規定は、平成29年6月17日より一部改正する。

付加説明

- 加盟とはチームが地区連盟、県連盟、日本連盟に参加するために手続きを行うこと
- 登録とは競技者がチームの一員である手続きを行うこと